

平成 30 年 3 月 30 日

## 会派視察報告書

尼崎市議会「維新の会」

作成者 別府 建一

日時：平成 29（2017）年 11 月 16 日 13 時 30 分～15 時 30 分

視察場所：神奈川県横浜市

説明者：横浜市 安全管理局 救急課

### 調査事項

#### ■横浜市救急条例について

#### 1. 現状と課題等概要について

##### ・増大する救急件数

救急業務は、少子高齢化や核家族化などの影響により、救急件数は人口増を上回る勢いで増加し、今後もこの傾向は続くと考えられている。

増大する救急件数の中には、危篤状態のものから軽い症状のものまで、さらにはタクシー代わりのような非常識な救急要請までさまざまなものがある。

救急は、「救命」、そして市民の安心感を支える重要な「セーフティネット」へとニーズが拡大している。

##### ・救急車の到着が遅れることも

横浜市では、年間 16 万件の救急車の要請がある。そのため、最も近くにいる救急車が出場中に、別の救急要請が重なって発生してしまい、より遠い救急車が出場することがある。

現場に到着する時間差は平均すると約 2 分になる。また、救急車の要請には、危篤状態のものから、軽い症状のものまで様々である。「結果的に軽症（入院を要しないもの）であった救急要請」は、全体の約 60%を占めている。

このため、最も近い救急車が軽症者を取り扱い中に、同一地域で危篤状態の人が発生し、到着が遅れてしまうことがある。

実際、平成 18 年には、「最も近い救急隊」が出場中のため、「より遠い救急隊」が対応したのは、全体の 40%にもなる。

市内で 1 年間に発生する危篤状態は、4,800 人。その 40%にあたる約 2,000 人の方への到着が遅れてしまうことになる。

「救命率は、救命処置の開始が 1 分遅れることにより約 10%低下する」と言われています（心室細動の時間経過による生存退院率より）。

「このままでは、救える命も救えない！」という、厳しい状況である。

## 2. 条例制定に至るまでの経過について

### 救命率の向上

救急業務の公正性・公平性の確保を目的とし、「横浜市救急条例」を制定を検討。

#### (1) 新しい救急システムを構築する

- ・ 119 番通報時の緊急度・重症度の識別と弾力的な救急隊の運用
- ・ 救急相談サービスの導入

#### (2) 横浜市、事業者、市民の相互協力による救命率の向上

#### (3) 不正な救急車利用への対応

## 3. 条例制定前後の救急要請件数の変化について

条例制定：平成 19 年 12 月 25 日

条例施行：平成 20 年 10 月 1 日

出場件数：平成 19 年 152,811 件

平成 20 年 146,145 件

平成 21 年 148,589 件

平成 22 年 158,631 件

## 4. 条例制定に関して考慮した点について

#### (1) 横浜市が市域における救急業務及びこれに関連する業務を公正かつ公平に実施。

- ・ 全国に先駆けて、119 番通報時での緊急度・重症度識別（トリアージ）を導入。そして、傷病者の状態に応じて出場させる隊員数をかえるなど救急隊等を弾力的に運用。

#### (2) 横浜市、事業者及び市民等がその責務を果たし、及び連携することにより救命の効果の向上により、市民の生命及び身体の保護に寄与すること。

- ・ 一部の事業所には、AED（自動体外式除細動器）の設置を義務付け。

## 結果・課題

ファーストタッチ。その症状に合ったいち早い対応を行う。また、公平性を担保する。

当初より緊急性の搬送は一時的に減った。

しかしながら、年々増加傾向にある。

75 歳以上の方の要請が増えている。

今現在、救急搬送の抑制には、繋がっていない。